

ドイツ信託役務法

法科大学院教授 米丸 恒治（試訳）

本稿で訳出した信託役務法（Vertrauensdienstegesetz）は、EUのいわゆるeIDAS規則¹のドイツにおける国内施行法として制定されたものであり、同規則施行法²の1条として、全21箇条の条文が定められている。eIDAS規則のみでは、細目が不明な部分や監督機関、罰則規定などが含まれていなかったことから、各国でこのような施行法の類が制定され、eIDAS規則は施行されている。³ドイツの信託役務法を邦訳するのは、ドイツの同法が、デジタル署名法、新ドイツ電子署名法（電子署名大綱法）と続いてきた、いわゆる規制型のデジタル署名法の典型であることと、わが国にとっても、注目されてきた日本の電子署名法の課題を照射するものであるからである。

信託役務法（2017年7月18日法律第1条）

目次

第1章 総則規定

第1条 適用範囲

1 eIDAS規則の邦訳としては、さしあたり、米丸恒治訳「指令1999/93/ECの廃止ならびに域内市場における電子取引のための電子識別および信託役務に関する2014年7月23日欧州議会および理事会規則第910/2014号（2014年8月28日EU官報L257/73頁）」（松本恒雄・多賀谷一照編集代表『情報ネットワークの法律実務』）7359-7386頁（加除式、2015年）参照。

2 Gesetz zur Durchführung der Verordnung (EU) Nr. 910/2014 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 23. Juli 2014 über elektronische Identifizierung und Vertrauensdienste für elektronische Transaktionen im Binnenmarkt und zur Aufhebung der Richtlinie 1999/93/EG (eIDAS-Durchführungsgesetz) v. 18. Juli 2017, BGBl I S. 2745. 提案理由は、BT-Drucks. 18/12494 v. 24. 5. 2017参照。

3 信託役務令も現在制定されている。Verordnung zu Vertrauensdiensten; Vertrauensdiensteverordnung v. 15. 2. 2019, BGBl. I S.114.

第2条 監督機関；情報セキュリティ担当機関

第3条 単一窓口での手続き

第4条 監督；営業禁止

第5条 信頼役務事業者と協力する義務

第6条 責任

第7条 バリアフリー役務

第8条 データ保護

第2章 適格信頼役務総則

第9条 トラストリスト

第10条 損害賠償の備え

第11条 本人確認

第12条 電子署名および電子印用の適格証明書の属性

第13条 安全対策と法的影響に関する教示

第14条 適格証明書の失効

第15条 長期的な証拠性の保持

第16条 業務終了計画・長期的に検証可能な信頼役務

第3章 適格電子署名および電子印

第17 規則（EU）2014年第910号の第30条第1項の定める指定機関

第4章 電子書留送達役務

第18 電子書留メールの送達役務

第5章 補則

第19条 過料規定

第20条 政令への委任

第21条 経過規定

第1章 総則規定

（適用範囲）

第1条 この法律は、指令1999/93/ECの廃止ならびに域内市場における電子取引のための電子識別および信頼役務に関する2014年7月23日欧州議会および理事会規則第910/2014号（2014年8月28日EU官報L257/73頁）の実効的な執行について定める。

（2）特定の信頼役務の使用およびその目的のために使用されるべき製品について

て定める法令は、本法の影響を受けない。

(監督機関・情報セキュリティの権限ある機関)

第2条 規則(EU)2014年第910号の第17条および本法に基づく監督機関、ならびに第20条に基づく政令に基づく監督機関の任務は、次の各号の義務を負う。

一 次の各項目に掲げる分野に関しては、電気、ガス、電気通信、郵便および鉄道のための連邦ネットワーク庁(Bundesnetzagentur)

a) 規則(EU)2014年第910号の第3条第16号(a)に記載されているように、電子署名、電子印または電子タイムスタンプおよびそれらに関連する電子書留郵便の送達ならびにこれらの役務にかかる証明書のための役務の作成、検査および検証。

b) 規則(EU)2014年第910号の第3条第16号(c)によるこれらの役務に関連する電子署名、電子印または証明書の保存。

二 規則(EU)2014年第910号の第3条第16号(b)に従ったウェブサイト認証証明書の作成、検査および検証の分野に関しては連邦情報セキュリティ庁。

(2) 連邦ネットワーク庁への任務の割り当ては、特にBSI法およびその他の特別法に従って与えられた連邦情報セキュリティ庁の任務、特に次の各号の任務に影響を及ぼさない。

一 連邦ネットワーク庁と協議した、国内、欧州および国際委員会における技術標準の作成

二 アルゴリズムと関連パラメータの評価

三 技術仕様書の作成およびデジタル化プロジェクトにおける信頼役務の利用に関する技術規格の評価

(3) 連邦情報セキュリティ庁は、規則(EU)2014年第910号の第19条第2項の意味における国家情報セキュリティ機関とする。

(単一窓口を通じた手続)

第3条 本法によるまたは第20条に基づく政令による行政手続は、行政手続法の意味において単一の機関(einheitliche Stelle)によって取り扱うことができる。

(監督措置・営業停止)

第4条 規則(EU)2014年第910号から生じる任務に加えて、監督機関はまた、この法律および第20条による政令の遵守を監督する責任を負うものとする。

(2) 監督機関は、信頼役務事業者に対してこの法律および20条による政令を遵守するために必要な措置をとることができる。この法律および第20条による政令を

遵守するために、信託役務事業者に証拠を要求し、独自の検査を実行することができる。さらに、規則（EU）2014年第910号に基づく措置、特に第17条第4項も、この法律および第20条による政令を施行する目的で監督機関に利用可能である。

（3）監督機関は、以下の場合に、信託役務事業者の運営を一時的、部分的または全体的に禁止することができる。

- 一 規則（EU）2014年第910号の第17条第4項（j）で定められている措置が成果をもたらさないか、
- 二 プロバイダが規則（EU）2014年第910号、本法および第20条による政令に基づく信託役務の運営のための条件を満たさないという推測を正当化する事実があるとき。

（信託役務事業者の協力義務）

第5条 その義務の遵守を確認するために、信託役務事業者およびその代理として行動する第三者は、職員および代理人に対して次の各号の責任を負うものとする。

- 一 通常の営業時間内に監督機関が事業施設に立ち入ることを許可すること
- 二 要求に応じて、帳簿、記録、証明資料、書類、その他の文書（電磁的記録形式のものを含む）を監督機関に提供すること
- 三 監督機関に情報を提供すること
- 四 監督機関に必要な支援を提供すること

（2）情報提供義務を負う自然人は、刑事訴訟法第52条第1項にいう者の一人が、刑事犯罪または秩序罰法に基づく手続を起訴するために答える必要がある情報の提供を拒否し、中断することができる。この点は、その者に教示されるものとする。刑事訴訟法第56条に基づく拒絶理由の立証に関する規定は、これを準用する。第一段および第二段は、文書の提出にもこれを準用する。

（責任）

第6条 信託役務事業者は、それが本法に基づき、または第20条による政令に基づき、規則（EU）2014年第910号に基づく任務を委任した第三者に対して責任を負う。ドイツ民法典第831条第1項第2段に従った補償代替義務の不発生の規定はこれを適用しない。

（バリアフリー役務）

第7条 可能な限り、信託役務事業者は、障害のある人に提供する信託役務を利用可能かつ使用可能にするものとする。信託役務の利用に必要なサードパーティのエンドユーザー製品を提供する範囲で、可能な限り、障害のある人のために少なく

とも1つの市販のエンドユーザー製品も提供するものとする。第一段、第二段に基づく措置の実現可能性を評価する際には、技術的および経済的な配慮も考慮に入れなければならない。

(2) 信託役務事業者は、信託役務に対するアクセシビリティ措置およびそのような役務を提供するために使用されるエンドユーザー製品について、自社のWebサイトで情報を提供するものとする。さらに、事業者は、障害者が事業者から提供する信託役務およびエンドユーザー製品の使用を容易にする情報を提供しなければならない。この情報および指示、ならびにすべての消費者に向けられた情報は、第20条による政令の基準に従ってアクセス可能かつ使用可能でなければならない。

(3) 障害は何人も監督機関に通報することができる。

(データ保護)

第8条 その他の法的根拠に関わらず、信託役務事業者は、各信託役務の審査および法的効力の確認を含む提供に必要な限り、第三者の個人関連データを処理することができる。

(2) 信託役務事業者は、信託役務を利用する者の個人関連データを、次の限りにおいて管轄機関に送信することができる。

一 管轄機関が関連規定に従って次の理由により送信を要求する限り、送信は必要である。

- a) 犯罪または秩序維持犯の訴追のため
- b) 公共の安全または秩序に対する危険を防ぐため
- c) 連邦および州の憲法保護機関、連邦諜報機関、軍事諜報役務または金融行政庁の法的任務の遂行のため

二 裁判所が該当する規定に従って係属中の手続において転送を命じる範囲内で、送信は必要である。

第1段の1号に従ってデータを転送する権限は、他の法律によって明示的に除外されている限り、これを適用しない。

(3) 信託役務事業者は送信を記録にとどめなければならない。その記録は12ヶ月間保管するものとする。

(4) 主務機関は、第2項第1号の規定によりデータの転送を請求したときは、その旨をデータ主体に通知しなければならない。法的義務の行使が危険にさらされている限り、およびデータ主体の情報に対する関心が優先されない限り、通知はこれを行わない可能性がある。譲渡から5年後、通知の条件が将来発生しないことが

ほぼ確実である場合、通知は最終的にこれを放棄することができる。

(5) 一般的なデータ保護要件は本法の影響を受けない。

第2章 適格信頼役務についての総則

(トラストリスト)

第9条 連邦ネットワーク庁は、規則(EU)2014年第910号の第22条第1項に従って、信頼リストを作成、維持、および発行する権限を有する。

(損害賠償の備え)

第10条 規則(EU)2014年第910号の第24条第2項(c)号に基づいて要求される最低限の適切な損害賠償の備えは、規則(EU)2014年第910号の第13条に基づく責任を生じさせる事象に起因する損害発生につきそれぞれ25万ユーロとする。

(本人確認)

第11条 連邦ネットワーク庁は、関係当事者と協議し、決定により連邦情報セキュリティ庁と合意した後、他の識別方法が規則(EU)2014年第910号第24条第1項(d)号の第1副段落で定められているかおよび各場合に適用される最小要件を官報で決定する。

(2) 連邦ネットワーク庁は、4年の間隔で、ならびに第1項に規定する処分を次の各場合に定期的に見直すものとする。

- 一 方法がもはや十分に安全ではないという合理的な仮定の下で、または
- 二 連邦情報技術セキュリティ庁の要請により。

(3) 公報で公示されていない革新的な識別方法は、連邦情報セキュリティ庁長官および連邦データ保護情報自由監察官の意見を聞いた後、適合性評価機関が規則(EU)2014年第910号の第24条(1)(d)の第2副段落で定められているような識別方法の同等の安全性を確認したことを条件として、最長2年間の期間まで、暫定的に認可される。連邦ネットワーク庁は、暫定的に認識されている識別方法をWebサイトに公開する。連邦ネットワーク庁と連邦情報セキュリティ庁は、暫定的な承認期間を通じて、暫定的に承認された識別方法の適合性を監視する。モニタリングが暫定的に認められた識別方法で安全関連リスクを識別した場合、監督機関は、連邦情報セキュリティ庁との合意により、セキュリティの観点から理にかなっていれば、これらのリスクを補うための補足的措置を適格信頼役務事業者に委ねることができる。暫定措置が仮に承認されている識別方法に対して十分なセキュリティを保証しない場合、監督機関は適格信頼役務事業者がこの識別方法を使用することを禁止す

るものとする。

(4) 適格信頼役務事業者は、データ保護規定に従って、適切な本人確認の過程で早い時期に収集された個人データを使用することができる。

(電子署名および電子印の適格証明書の属性)

第12条 適格電子署名証明書には、申請者の求めに応じて、以下の属性を含めることができる。

- 一 申請者の第三者に対する代理権の情報
- 二 申請者の公的および職業関連的またはその他の細目
- 三 さらなる個人関連情報

適格信頼役務プロバイダに第三者の同意が証明される場合にのみ、代表権に関する情報を適格証明書に含めることができる。各責任機関がその情報を確認した場合に限り、申請者の個人に関する公式および/または職業上またはその他の情報は適格証明書に含まれることができる。その他の個人情報、関係者の同意がある場合にのみ、適格証明書に含まれることがある。

(2) 氏名の代わりに仮名を適格証明書に入力する場合、第三者または各管轄機関がその仮名を使用する同意を与えた場合に限り、第三者または権限ある機関の代表権または職業上またはその他の個人データに関する情報が許可される。

(3) 第1項および第2項は、電子印の適格証明書に準用する。電子印の適格証明書の属性には、そのような代表関係が適格信頼役務事業者に証明されるという条件で、申請者の法人内の代表関係も含めることができる。

(セキュリティ対策と法的影響に関する情報)

第13条 適格信頼役務事業者はまた、適格信頼役務を利用することを希望するため、規則(EU)2014年第910号の第24条第2項(d)に基づいて通知しなければならない者に教示しなければならない。

- 一 提供される信頼役務の安全性とそれらの信頼できる使用に貢献するために必要な措置に関する情報を提供し、適切な情報機会、特に適格信頼役務のために製品の製造業者によって提供される情報と監督機関によって提供される情報役務に注意を向けること。
- 二 既存の署名、電子印、またはタイムスタンプのセキュリティ価値が時間の経過によって減少する前に、必要に応じて第15条の適格な電子署名、電子印、またはタイムスタンプ付きのデータを適切な手段で新たに保護すること。
- 三 提供された適格信頼役務の法的効果について教示するため。

(2) 適格信頼役務を利用しようとする者が、規則(EU)2014年第910号の第24条第2項(d)および第1項に従って初期段階で既に通知されており、変更が生じていない限り、新たな教示はこれを省略することができる。

(適格証明書の失効)

第14条 適格信頼役務プロバイダは、特に以下の場合には、いまだ有効な適格証明書を直ちに無効にするものとする。

- 一 適格証明書を発行された者がそれを要求するとき。
- 二 適格証明書が、規則(EU)2014年第910号の附属書I、IIIおよびIVの虚偽の情報に基づいて発行されているとき。
- 三 当該事業者が自分の活動を中止し、他の適格信頼役務事業者によって継続されていないとき。
- 四 事実が以下の仮定を正当化するとき。
 - a) 適格証明書が偽造されているか、または十分に偽造防止されていないこと。
 - b) 使用されている適格電子署名作成装置または適格電子印作成装置にセキュリティ上の欠陥があること。

更なる失効理由は契約上合意することができる。虚偽の情報を含む証明書が発行されている場合、適格信頼役務事業者はこれをさらに摘示することができる。

(2) 適格な証明書に第12第1項または第12条第3項の第2段に従った属性が含まれる場合、次の各号の場合には、第三者、または公務員、職業またはその他の個人情報を担当する機関が証明書の失効を要求することができる。

- 一 代理権がなくなるか、または
- 二 適格証明書に記載された後に、公的および専門的またはその他の個人データの前提条件が喪失したとき。

(3) 第1項の第1段第3号に定める条件、または第1項の第1段4号に定める条件のいずれかが当てはまる場合、監督機関は、適格証明書の失効を命じることができる。

(長期にわたる証拠保持)

第15条 この点についての必要性が存する場合、適格電子署名され、適格電子印が押され、または適格タイムスタンプが付されたデータは、時間の経過の結果として既存の署名、電子印またはタイムスタンプのセキュリティ価値が低下する前に適切な手段によって新たに保護されるものとする。新しいセキュリティ確保は、最先端技術標準に従ってこれを行う必要がある。

(終了プラン・長期的に検証可能な信頼役務)

第16条 規則 (EU) 2014年第910号の第24条第2項 (i) に規定されている終了計画において、適格信頼役務事業者は、活動の終了、適格資格の撤回または破産手続の開始を要求するために必要なすべての措置を提供しなければならない。その活動は中止され、電子署名、電子印および規則 (EU) 2014年第910号の附属書 I (g)、附属書 III (g) および第42条第1項 (c) 号に関連する証明書に関して発行されたすべての適格証明書失効情報を含む。

- 一 他の適格信頼役務プロバイダに引き継がれる、かまたは
- 二 第5項で定められている信頼インフラストラクチャにおいて連邦ネットワーク庁によって引き継がれる。

第1段の第2号の場合、適格信頼役務プロバイダは、連邦ネットワーク庁に送信する前にいまだ有効な証明書を失効しなければならない。いずれにせよ、事業者は関連する記録が規則 (EU) 2014年第910号の第24条第2項 (h) 号に従って譲受人に送信されることを確実にしなければならない。

(2) 終業計画において、適格信頼役務事業者は、第1項第1段で定められた証明書の所有者に、その活動の終了およびその証明書の受領の少なくとも2か月前までに通知するよう注意を払うものとする。

(3) 第1項第1段第2号に定められている場合において、これが技術的に可能であり、かつ過度の努力なしに正当な利益がある場合、連邦ネットワーク庁は記録に関する情報を提供するものとする。連邦データ保護法の第19条および規則 (EU) 2016/679の第15条に基づく情報に対する追加の権利は、影響を受けない。

(4) 適格信頼役務事業者は、運営期間中をとおして保有している

- 一 規則 (EU) 2014年第910号の第24条第2項第2号 (k) および第4項による証明書データベースを、有効期限を超えて、関連する失効情報とともに第1項の第1段で定められた証明書を適用し運用し続けること。
- 二 規則 (EU) 2014年第910号の第24条第2項 (h) に従って対応する記録を保存すること。

(5) 連邦ネットワーク庁は、適格電子証明書および適格電子タイムスタンプの恒久的な検証可能性のための信頼基盤を確立し、維持し、そして継続的に更新しなければならない。さらなる細目は、第20条第2項第5号に従って政令によりこれを定める。

第3章 適格電子署名と適格電子印

(規則 (EU) 2014年第910号の第30条第1項で定められている指定機関)

第17条 申請に基づき、連邦ネットワーク庁は、規則 (EU) 2014年第910号の第30条第1項により規則 (EU) 2014年第910号の第39条第2項とあわせた第30条第1項による民間団体として組織を指定する。認定機関が認定機関法の第1条第1項により認定によって、民間団体が必要な要件を満たしていると判断した場合、その指定にあたっては、以下のことができる。

- 一 内容に関して制限をおき、暫定的にまたは期限付きで付与されること、および
- 二 条件が付されること。

(2) 欧州委員会が規則 (EU) 2014年第910号の第30条第4項に従って委任された行為を採択するまで、それは次の各号を準備し公表するものとする。

- 一 認定機関は、認定のために満たされるべき専門的基準、および
- 二 連邦ネットワーク庁は、規則 (EU) 2014年第910号の第30条第1項に従って、民間事業者としての指定のために満たされるべき専門的基準。

技術基準は、電子署名のための共同体枠組みについての欧州議会および理事会の指令1999/93/EC (OJ L 289, 16.11.2000, p. 42) の第3条第4項に規定されている機関を指定する際に加盟国が適用する最低基準に関する2000年11月6日の委員会決定を考慮して設定されるものとする。

(3) 署名法の第18条に関連して署名法の第17条第4項第1段に従って承認された団体は、対応する製品の承認の期限が切れるまで、署名法に基づいてそれによって確認された製品に関して、その義務を果たすものとする。

(4) 規則 (EU) 2014年第910号の第30条第1項および規則 (EU) 2014年第910号の第30条第1項に関連して第39条第2項による公共機関は、連邦情報セキュリティ庁である。

第4章 電子書留の送達のための適格役務

(電子書留の送達のための役務)

第18条 適合性評価機関が、電子書留郵便の送達のための適格役務のため、De-Mail法の第4章に従って認定されている場合、適合性評価機関は可能な限り、この適格役務の適合性評価をDe-Mail法第18条第3項による認定の範囲に限定するものとする。

第5章 補則

(過料規定)

第19条 故意または過失により次の各号の行為を行った者は、秩序違反である。

- 一 第12条第1項第2段、第3段もしくは第4段または第2項に違反して、またそれぞれ第3項第1段または第20条第2項の第1号に基づく政令にも関連し、適格証明書に表示を書き込んだ者
- 二 第14条第1項第1段第1号から第4号までまたは第16条第1項第2段に違反して、証明書を失効しないか、または適時に失効しない者
- 三 第16条第1項第3段に違反して、第20条第2項第1号に基づく政令にも関連して、記録が送信されることを確保しない者、または
- 四 第20条第2項第1号に基づく政令と関連した第16条第2項に反して、予防策を講じなかったかまたは適時に行動しなかった者

(2) 故意または過失により、指令1999/93/ECの廃止ならびに域内市場における電子取引のための電子識別および信頼役務に関する2014年7月23日欧州議会および理事会規則2014年第910号（2014年8月28日EU官報L 257/73頁）に違反した次の各号に該当する者は、秩序違反である。

- 一 第19条第2項の第1段落に反して、届出をせず、不正な届出をし、または適時に届出をしない者
- 二 第19条第2項第2段落に反して、人に教示をせず、誤った教示をし、または適時に教示をしない者
- 三 第21条第1項に反して、届出をせず、誤った届出をし、または適時に届出をしなかった者
- 四 第24条第1項の第1段に反して、個人の身元を確認せず、または適時に確認しない者
- 五 第20条第2項第2段cの規定による政令とともに第10条、第24条第2項第3号に反して、賠償責任保険に加入せず、または適時に加入しない者
- 六 第24条第2項eまたはfに反して、それぞれの場合において第20条第2項第1号に基づく政令と関連して、信頼できるシステムまたは製品を使用しない者
- 七 第20条第2項第1号に基づく政令と関連して、第24条第2項gの規定に反し、そこで定められている措置を行わず、または適時に行わない者
- 八 第24条第2項h第1段に反して、情報を正しく記録しない者

九 第24条第3項第1段に反して、失効を行わず、適時にそれを公表しない者
(3) 第2項第5号から第8号までに定める場合には、行政違反は最高10万ユーロ以下の過料、それ以外の場合には最高2万ユーロ以下の過料に処することができる。

(4) 秩序違反法第36条第1項第1号の意味における行政庁は、それぞれ第2条第1項の権限の範囲内における連邦ネットワーク庁および連邦情報セキュリティ庁である。

(政令の授権)

第20条 連邦政府は、政令により、規則(EU)2014年第910号の第15条および第7条に従って、信頼役務の利用可能性および利用に関するより詳細な要件を定める。それは技術的および経済的な事情を考慮に入れなければならない。政令はまた、信頼役務事業者の証明義務、協力義務および情報提供義務を含むことができる。

(2) 連邦政府は、第1項に規定する政令の中で、規則(EU)2014年第910号および本法の実施に必要な次の各号に定める政令も制定する権限を有する。

- 一 規則(EU)2014年第910号の第17条から第24条までならびに第4条および第5条、第9条から第18条までに定められている、事業開始、事業および事業の停止における信頼役務事業者の義務の詳細設計
- 二 規則(EU)2014年第910号の第18条第3項に基づく共同調査の実施
- 三 第10条に準拠して損害賠償への備えを提供する義務を果たすために認められる担保ならびにその範囲、金額および内容の細目
- 四 第16条第4項第1号に従った証明書データベースに関する要件
- 五 第16条第5項に従い、適格電子証明書および適格電子タイムスタンプの長期的な検証可能性のための信頼基盤の設置
- 六 第17条に従った認証機関の承認手続および運用の細目

(経過規定)

第21条 署名法第2条第3項の意味の範囲内で適格証明書を発行した認証役務事業者は、規則(EU)2014年第910号に従って、適格証明書に関して適格証明書の適格信頼役務事業者としてこれらの適格証明書をその証明書リストで維持し続けることができる。それらの事業者は、これに関連してその顧客と合意したすべての役務、特に失効役務を引き続き提供することができる。第16条第1項は、これを準用する。署名法の第16条第1項に従って連邦ネットワーク庁が発行した証明書は、2018年11月14日の経過とともにその効力が停止される。

〔後注〕本稿は、JSPS科学研究費補助金（課題番号16K03291）の補助を受けた研究の成果の一部である。記して感謝の意を表したい。